

保育所一覧

平成22年4月1日現在

地区	施設名	公・私	定員	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積	部屋面積	部屋数	開設時間	保育事業						
											(土曜開設時間)	産休明け保育	生後6ヶ月から保育	延長保育	障害児保育	病後児保育	一時保育	地域子育て支援センター
笠間	てらぎき保育所	公立	70人	昭和54年	30年	軽量鉄骨	1階	623.82㎡	205.21㎡	4	7:30~19:15 (7:30~13:00)	○		○	○		○	
笠間	いなだ保育所	公立	70人	平成 3年	18年	木造	1階	711.14㎡	203.31㎡	5	7:30~19:15 (7:30~13:00)	○		○	○		○	
笠間	くるす保育所	公立	139人	平成11年	10年	木造	1階	995.21㎡	366.28㎡	6	7:30~19:15 (7:30~13:00)	○		○	○		○	
友部	ともべ保育所	公立	90人	平成 1年	20年	木造	1階	644.53㎡	237.80㎡	5	7:30~19:15 (7:30~13:00)	○		○	○		○	○
友部	大沢保育園	私立	120人	平成 7年	14年	木造	1階	720.44㎡	324.71㎡	6	7:15~18:45 (7:30~15:00)		○	○	○	○	○	
友部	みか保育園	私立	150人	平成16年	5年	鉄筋コンクリート	2階	1063.94㎡	405.17㎡	6	7:00~19:00 (7:30~17:00)	○		○	○	○	○	○
友部	すみれ保育園	私立	30人	平成21年	1年	鉄筋コンクリート	2階	1157.33㎡	106.97㎡	2	7:30~18:00 (8:00~16:00)							
岩間	めぐみ保育園	私立	90人	昭和57年	27年	鉄筋コンクリート	2階	750.36㎡	279.80㎡	6	7:00~19:00 (7:00~13:00)	○		○	○		○	
岩間	岩間保育園	私立	150人	昭和56年	28年	鉄筋コンクリート	2階	948.26㎡	369.93㎡	7	7:00~19:00 (7:00~13:00)	○		○	○		○	
岩間	おしのべ保育園	私立	60人	昭和45年	39年	木造	1階	384.78㎡	218.62㎡	4	7:00~19:00 (7:00~13:00)	○		○	○		○	
計			969人					7999.81㎡	2717.80㎡	51		8	1	9	9	2	9	2

【耐震調査対象施設】	公立	てらぎき保育所
	私立	岩間保育園

※耐震調査対象施設とは

(昭和56年以前に建築された非木造で、2階建て以上または延べ面積200㎡を超える建物)

【築30年以上の老朽施設】	公立	てらぎき保育所
	私立	おしのべ保育園

- 平成22年4月1日現在、笠間市には10か所の保育所があり、内訳は公立保育所4か所、私立保育園6か所となっています。
- 地区別にみると、笠間地区は3か所すべて公立、友部地区は公立1か所、私立3か所、岩間地区は3か所すべてが私立となっています。
- 建物の状況は、5か所が建築後20年以上を経過し、そのうち2か所では30年以上経過しています。
- 各保育所の保育内容は概ね同様で、通常保育のほかに延長保育・一時保育・障害児保育・産休明け保育などを行っています。

サービスの概要

・延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育の需要に対応するため、通常の保育時間を越えて児童を預かる事業です。
・休日保育	保護者の就労形態の多様化に伴い、日曜・祝日等の休日に保育が必要となる児童の保育を行う事業です。
・障害児保育	心身に障がいのある児童を健常児との集団保育により共に育ち合い、健全な社会性の発展と障がい児の福祉の増進を図ることを目的とした事業です。
・病児・病後児保育	子どもが病気の際に自宅で保育が困難な場合に一時的に保育したり、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業で、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型があります。
「病児対応型」	児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を専用スペースで一時的に保育する事業です。
「病後児対応型」	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を専用スペースで一時的に保育する事業です。
「体調不良児対応型」	児童が保育中に熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保し、保健的な対応を図る事業です。
・一時保育	日頃、保育所を利用していない家庭で、さまざまな理由で一時的に家庭で保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。
・地域子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とした事業です。